

みなさんの「地域づくり」の活動を応援します

資料-10

第15回 中部の未来創造大賞

「中部の未来創造大賞」は、住民、企業・学校、行政等が取り組んでいる
地域づくりの活動を募り、表彰し、広く一般に紹介することによって
「新たな公」による、これから新しい中部の「地域づくり」に役立っていくものです。

新たな公 行政だけでなく、地域への誇り・愛着を共有する住民・地域団体・NPO・企業等
の多様な民間主体が協働して、地域づくりの活動を実践する考え方です。

私たち応援します



中部の未来創造大賞は、あいち・なごやで開催される「ESDユネスコ世界会議」を応援しています。

※ESD(持続的な開発のための教育)とは

環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していく事を目指す学習や活動のことです。

(ESDユネスコ世界会議あいち・なごや支援実行委員会 <http://www.esd-aichi-nagoya.jp/>)



「観覧シートでガッタン・ゴー」電動アシスト付きハイブリッド車に、
1人乗りの補助席をつけたタイプ

第14回の大賞活動

レールマウンテンバイク「Gattan Go!!」

[特定非営利活動法人 神岡・町づくりネットワーク]

岐阜県飛騨市神岡町を走る神岡鉄道は平成18年に廃線となりましたが、雪深い鉱山の町を支え続けた旧神岡鉄道の面影や、軌道・トンネル・高架など、先人たちの熱意で築いた町のシンボルともいえる鉄道遺産を保存し、単純に残すだけではなく「乗って楽しい」乗り物を走らせることで、地域住民の「心の財産」を形として表すことができるよう、「レールマウンテンバイク」を開発しました。

応募方法等詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/mirai/>

主催／中部の未来創造大賞推進協議会

国土交通省中部地方整備局、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市、中日本高速道路（株）名古屋支社、名古屋高速道路公社、（独）水資源機構中部支社、日本下水道事業団東海総合事務所、（独）都市再生機構中部支社、（公社）土木学会中部支部、（一社）中部地域づくり協会、（一社）日本建設業連合会中部支部、（一社）建設コンサルタント協会中部支社、（一社）長野県建設業協会、（一社）岐阜県建設業協会、（一社）静岡県建設業協会、（一社）愛知県建設業協会、（一社）三重県建設業協会、（株）中日新聞社 後援／（一社）中部経済連合会

募集中

平成26年
7月31日(木)
締切

中部の未来創造大賞では次のような活動を募集します。

1. 住民、企業・学校、行政等が工夫して取り組んでいる地域づくりの活動で、以下に該当するもの

- 生活・自然環境の保全を行っているもの
- 地域づくりに関連した情報発信を行っているもの
- 景観の向上を行っているもの
- 資源の再利用を行っているもの
- 観光資源として活用されているもの
- 公共施設の整備にあたって、コスト縮減等に有効な新技術・新工法の研究開発を行っているもの

2. 災害時の人命救助、復旧活動や防災に関する活動

3. 伝統的な建造物の保存、復興等を行っている活動

■第1～14回（平成12～25年度）の大賞受賞事例です

住民部門

- レールマウンテンバイク「Gattan Go!!」
特定非営利活動法人 神岡・町づくりネットワーク
- “いい地域はいい学校から” “いい学校はいい地域から”
～小学校を拠点とした地域づくり～
石榑の里コミュニティ
- 白馬山麓における積雪期の事故防止活動
特定非営利活動法人 ACT
- 熊野古道始神峠の整備・保存活動
始神峠を守る会
- 二百万本の彼岸花と四季の花々で
童話の里を彩る環境美化活動
矢勝川の環境を守る会
- 宿場の賑わい復活プロジェクト
宿場の賑わい復活一座

企業・学校部門

- 地域を守る中学生
～自分たちの町は自分たちで守る～
岐阜市立 三輪中学校
- 富士山高原の酪農を元気にする高校生の挑戦
静岡県立 富岳館高等学校
- 輝け、サンセット（夕日が美しい丘）ナンバー1
～花の保護育成と環境保全活動を中心に～
阿南町立 阿南第二中学校
- “夢を大地に”アクションプログラム
静岡県立 菩田農業高等学校
- 2020年笠原の森プロジェクト
多治見市立 笠原中学校
- 守ろう。ふるさとの水門川＆
地域ぐるみの親子早朝清掃
大垣市立 興文小学校

行政部門

- 八穂環境学習教室
海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター
- 三島市街中がせせらぎ事業
静岡県三島市
- うだつの上がる町並みを生かしたまちづくり
美濃市建設部都市整備課
- 里山に生きる牧田保育園
上石津町役場
- わしらの自慢の公園じゃ
まいっべん見にきておくれ～働く元気高齢者
藤原町役場
- 清水港・みなと色彩計画による景観形成
清水港・みなと色彩計画推進協議会

応募方法

●応募用紙に必要事項をご記入のうえ、下記の提出先まで送付してください。（応募資料は返却いたしません）
<http://www.cbr.mlit.go.jp/mirai/> 詳しくはホームページをご覧ください。

応募条件

- 長野、岐阜、静岡、愛知、三重の5県内における活動を対象とします。
- 自らが参加している活動であり、特許・著作権またはプライバシー等の権利を侵害しないものに限ります。
- 資格、年齢等は問いません。
- 再応募ができます。（但し、これまでの「中部の未来創造大賞」にて大賞を受賞された活動は除きます）

応募締切

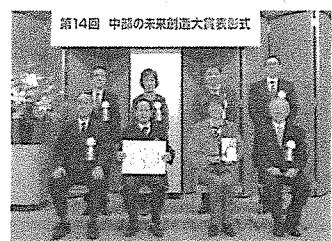
平成26年7月31日(木)

選考

●学識経験者等からなる表彰委員会により選考します。必要に応じて現地調査、面談等を行います。

賞

- 大賞…1件 [賞状、盾、賞金10万円]
 - 優秀賞…3件程度 [賞状、賞金5万円]
 - 特別賞…中部経済連合会賞、中日新聞社賞
- （表彰式は平成26年12月ごろを
予定しております。）



第14回表彰式の模様

※受賞後3年間は受賞活動の後援、推薦（他機関が募集する賞や助成への推薦）を行います。
(協議会への申請と確認が必要です。)

問い合わせ先

中部の未来創造大賞推進協議会事務局

国土交通省中部地方整備局企画部 企画課 / TEL.052-953-8127

一般社団法人中部地域づくり協会 業務部 / TEL.052-962-9455

提出先

中部の未来創造大賞推進協議会事務局

〒460-8575 名古屋市中区丸の内三丁目5番10号名古屋丸の内平和ビル8F (一社)中部地域づくり協会 業務部宛

TEL.052-962-9455 FAX.052-962-9083 E-mail:mirai@ckk.or.jp

個人情報等については、当協議会が行う中部の未来創造大賞以外には使用いたしませんが、受賞された応募案件につきましてはホームページ・パンフレット等で、団体名、住所、電話番号、FAX、URLを公開いたします。前述をご了承の上、ご応募下さい。

第26回 すまいる 愛知住宅賞

作品募集

応募期間 平成26年6月9日(月)~7月14日(月) (当日消印有効)

県民のみなさまの住まいに対する関心を高め、
生活の豊かさを実感できるゆとりある住まいづくりを推進するため、
人や地域にゆとりと安らぎを与えるようなやさしい空間づくりを提案した住まいを大募集します。
みなさまの「すまいる住宅」をどしどしあ寄せください。

**応募先
問合せ先
事務局**

〒460-0008 名古屋市中区栄4-3-26(昭和ビル2F)
(一財)愛知県建築住宅センター内
愛知ゆとりある住まい推進協議会事務局
TEL (052) 264-4022
FAX(052)264-4041
URL <http://www.yutori.gr.jp/>

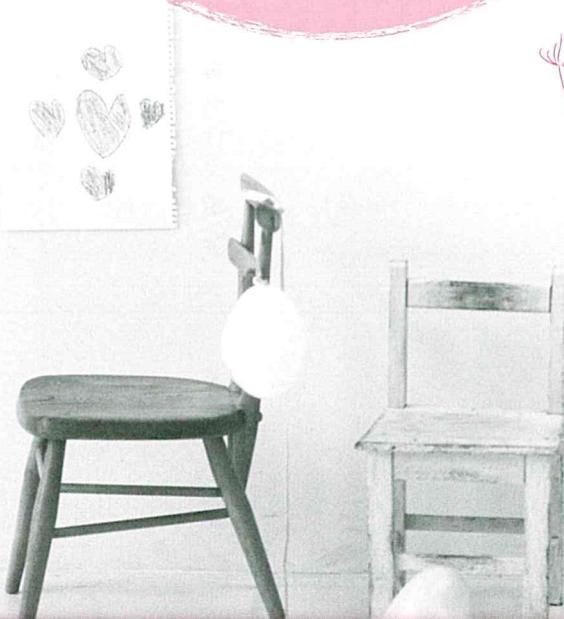
主 催	愛知ゆとりある住まい推進協議会・中日新聞社
後 援	愛知県、名古屋市、 (独)住宅金融支援機構東海支店、 (独)都市再生機構中部支社、 愛知県住宅供給公社、名古屋市住宅供給公社
協 賛	愛知県森林協会



愛知ゆとりある住まい推進協議会

対象

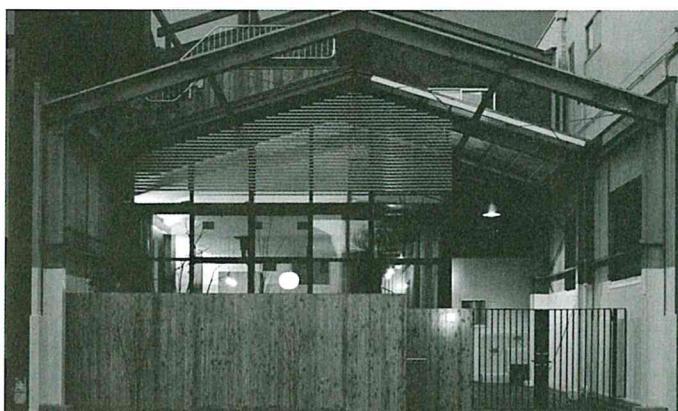
- 「安心・安全な住宅」、「高齢者に優しい住宅」、「環境へ配慮した住宅」など様々な工夫を始めとし、人や地域にゆとりと安らぎを与えるようなやさしい空間づくりを提案した住まいであること。
- 平成21年4月以降に愛知県内で竣工し、現に居住している住宅で、次の要件をすべて満たすこと。
 - ・1戸建て、長屋建て又は共同建てのいずれか。
 - ・新築又は増築(延べ面積が増加するもの)。



書類審査は
公開で実施します。

また、審査終了後には、審査委員と
応募者との意見交換会を実施します。

是非、
ご参加ください！



第25回受賞作品 抜粋

第26回 「すまいる愛知住宅賞」

応募要項

対象

- 「安心・安全な住宅」、「高齢者に優しい住宅」、「環境へ配慮した住宅」など様々な工夫を始めとし、人や地域にゆとりと安らぎを与えるようなやさしい空間づくりを提案した住まいであること。
- 平成21年4月以降に愛知県内で竣工し、現に居住している住宅で、次の要件をすべて満たすこと。
 - ・1戸建て、長屋建て又は共同建てのいずれか。
 - ・新築又は増築(延べ面積が増加するもの)。

応募資格

応募される住宅の建築に関与された建築主、所有者、設計者又は工事施工者等。

応募条件

- 応募される住宅は次の条件をすべて満たすこと。
 - ・人や地域にゆとりと安らぎを与える工夫がなされていること。
 - ・現地審査(住宅の内覧)が可能な住宅であること。
 - ・現況が建築基準法等の関係法令に適合していること。
 - ・建築主、所有者及び居住者に、「提出する応募作品の内容」及び「応募作品が一般に公表されること」について了解を得ていること。

応募提出作品

- ①応募申込書。
 - ②下記の項目すべてをA1判の用紙1枚(縦使い)にまとめ、アルミフレーム(吊り金具をフレーム上面に2箇所取付)のパネルに収めたもの。
 - ・作品名称、設計主旨(800字以内)、配置図、平面図、断面図(各図面は原則として1/100)、その他工夫した箇所のわかる図面等。
 - ・建物全景及び工夫した箇所のわかる写真。
 - ※配置図等で敷地周辺の建物、道路、方位等の状況がわかるようにすること。
 - ※増築の場合は、増築した箇所をわかりやすく明示すること。
 - ※審査の都合上、作品には応募者、建築主、設計者、工事施工者及びその関係者の名称は記入しないこと。
 - ③②の電子データを次の形式で記録したCD-R(CD-Rはプラスチックケースに収納し、CD-R及びケースに応募者氏名をサインペンなどで記入すること。)
 - ・②の用紙はJPG形式(6,932×9,839pixels程度[300ppi程度])及びPDF形式(A1判)。
 - ・②の設計主旨はTEXT形式。
 - ・上記ファイル名は、[応募者氏名.jpg] [応募者氏名.pdf] [応募者氏名.txt]とすること。
- 応募提出作品は返却いたしません。

応募先・問合せ先・事務局

作品は事務局に持参または送付してください。

なお、応募要項に関するQ&A等、住宅賞の実施に伴う関連事項を協議会ホームページ(URL:<http://www.yutori.gr.jp/>)に掲載していますのでご覧ください。

〒460-0008 名古屋市中区栄4-3-26(昭和ビル2F)

(一財)愛知県建築住宅センター内

愛知ゆとりある住まい推進協議会事務局

TEL(052)264-4022 FAX(052)264-4041

※審査方法等に変更がある場合はホームページにて案内します。

応募期間

平成26年6月9日(月)～平成26年7月14日(月)
<当日消印有効>

審査委員(敬称略)

委員長 古谷 誠章 早稲田大学教授・(有)ナスカ一級建築士事務所代表取締役
委員 笠嶋 泰 大同大学名誉教授
松原 小夜子 楢山女学園大学教授
谷村 留都 アール・アンド・エス設計工房
(公社)愛知建築士会会長
(公社)日本建築家協会東海支部愛知地域会会長
(公社)愛知県建築士事務所協会会长

審査方法

○書類審査

- 公開審査とし、入賞候補作品を選出します。
 - 公開審査に参加された応募者(自由参加)に対し、審査委員が作品の簡単な説明を求めます。
 - 日時:平成26年8月1日(金)午後1時～
 - 場所:名古屋国際会議場2号館展示室 211、212
- 現地審査
- 書類審査で選出された入賞候補作品の現地審査を、応募者立会いのもと実施します。
 - 日時:平成26年9月10日(水)、11日(木) 時間未定

表彰

表彰対象者は設計者とします。

○すまいる愛知住宅賞／賞状、記念楯及び副賞(6点)

- 併せて、後援団体及び協賛団体から賞状を授与します。なお、協賛団体(愛知県森林協会)会長賞は、木の使い方で優れたものを対象とします。
- また、入賞作品の建築主及び工事施工者に愛知ゆとりある住まい推進協議会会長から受賞証を贈ります。

発表

- 入賞者には事務局より直接通知いたします。併せて、10月上旬に中日新聞紙上にて発表します。
- また、10月23日(木)に名古屋市中区役所ホールにて開催予定の「ゆとりある住まい講演会」会場において、表彰式及び入賞作品発表を行う他、公開展示や協議会ホームページ等で一般に公表します。

主 催 愛知ゆとりある住まい推進協議会・中日新聞社

後 援 愛知県、名古屋市、(独)住宅金融支援機構東海支店、
(独)都市再生機構中部支社、愛知県住宅供給公社、
名古屋市住宅供給公社

協 賛 愛知県森林協会

平成 年 月 日

●応募者(連名で応募される場合は代表者についてご記入ください。(氏名を除く))

住 所	〒		
(ふりがな) 氏 名	(連名の場合は代表者を○で囲んでください)	応募資格	建築主・所有者・設計者・ 工事施工者・その他()
電話番号	()	FAX番号	()
緊急(昼間時) の連絡先	()	携 帯 勤 務 先 その他の 他	公開審査への 参加予定

●応募作品の概要

(ふりがな) 作品の名称			
所 在 地			
建 築 主	住 所	〒	
	(ふりがな) 名称・氏名		
印			
設 計 者	住 所	〒	
	(ふりがな) 設計事務所名・氏名		
工事施工者	住 所	〒	
	(ふりがな) 名称・氏名		
建物概要	建 て 方	1戸建て・長屋建て・共同建て	
	工 事 種 別	新 築・増 築	
	構 造・階 数	造・地上 階・地下 階	
	延 床 面 積	m^2	敷 地 面 積
	確認済証:番号、年月日		
	検査済証:番号、年月日		

注.ご記入頂いた個人情報は、審査時、入選時の連絡に使用します。入賞作品及び表彰者の氏名は、10月開催予定の「ゆとりある住まい講演会」会場での表彰式及び入賞作品発表のほか、公開展示や協議会ホームページ等で一般に公表します。これ以外の目的では、ご記入頂いた個人情報は使用しません。

宅地建物 取引主任者 資格試験

● 試験日

平成26年10月19日(日)

午後1時～3時 (登録講習修了者は午後1時10分～3時)

● 申込受付期間

インターネット受付

平成26年7月1日(火)～7月15日(火)

(午前9時30分から) (午後9時59分まで)

郵送受付

平成26年7月1日(火)～7月31日(木)

(当日消印有効)

● 郵送申込書配布期間

平成26年7月1日(火)～7月31日(木)

受験手数料 7,000円

合格発表 平成26年12月3日(水)

お問合せ先 Tel.052-953-8040

公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会

〒451-0031

名古屋市西区城西5-1-14 愛知県不動産会館

<http://www.aichi-takken.or.jp>

● 主な申込書配布場所

- | | |
|--------------------|----------|
| ・愛知県宅地建物取引業協会本部／支部 | ・第一官報販売所 |
| ・各県民生活プラザ | ・丸善(株) |
| ・星野書店 | ・精文館書店 |
| ・ジュンク堂書店 | ・正文館書店 |
| ・宮脇書店 | ・同盟書林 |
| ・ちくさ正文館 | ・三省堂書店 |
| ・紀伊國屋書店 | ・いけだ書店 |
| ・くまざわ書店 | ・いまじん |
| ・ブックセンター名豊 | |
| ・鎌倉文庫 | |

※一部書店に設置しております。

配布場所の詳しい情報は、愛知県宅地建物取引業協会HPにてご確認ください。
(TOP→宅建取引主任者情報→宅建主任者資格試験案内→案内配布期間・場所)

試験地 愛知県

※愛知県で受験できる方は、
愛知県内に住所を有する方に限ります。
指定試験機関
(一財) 不動産適正取引推進機構



インターネット申込みできます
<http://www.retio.or.jp>

不動産適正取引推進機構

検索

*機種によっては読み取れない場合があります。

● 宅地建物取引主任者とは

- ◆多くの人にとって、マンションや一戸建など不動産の購入は、一生に一度の大きな買い物であり、とても重要な事柄です。その大切な不動産の取引について、消費者の保護の立場から、物件に関する重要事項の説明などを行うのが宅地建物取引主任者です。
- ◆このように宅地建物取引主任者は、不動産取引の専門家として重要な役割を担っており、宅地建物取引業者（一般的にいう不動産業者のことです。）の従業員5人につき1人以上の割合で設置が求められるなど、不動産業界で活躍するためには必須の国家資格となっています。
- ◆また、宅地建物取引主任者の資格*は、金融機関をはじめとする多くの企業においても高く評価されています。そして、拡大する不動産投資市場においても、基礎となるスキルを身につける上で不可欠な資格となっています。

*宅地建物取引主任者資格登録者→全国で約92万人(H25年3月末現在)

● 宅地建物取引主任者資格試験 (宅建試験)とは

- ◆宅地建物取引主任者資格試験は、不動産取引の専門家である宅地建物取引主任者に必要な知識を問う試験で、その内容は宅地建物取引業法のみならず、不動産取引に密接に関連する民法等の法令など多岐にわたり、最もチャレンジしやすい資格試験としても知られています。
- ◆宅地建物取引主任者資格試験は、一度合格すると一生有効です。ただし、宅地建物取引主任者として実際の仕事に従事する場合には、都道府県知事への登録・主任者証の交付を受けることが必要となります。

◆試験の概要

- 受験資格 年齢、学歴等に関係なく、誰でも受験できます。
- 実施時期 年1回(10月第3日曜日)
- 試験地 原則として、居住している都道府県内の試験場
- 試験内容
 1. 宅地建物取引業法などの宅地建物取引業者を規律する法令
 2. 民法、借地借家法などの不動産取引の基本となる法令
 3. 都市計画法、建築基準法などの土地・建物を制限する法令
 4. 所得税法、地方税法などの土地・建物に対する税を規定する法令
 5. 地価公示法、不動産の鑑定評価などの宅地・建物の価格の評定に関する法令や知識
 6. 不当景品類・不当表示防止法などの不動産の需給に関する法令や実務の知識
 7. 土地・建物に関する知識

